

I C T活用工事（法面工）試行要領



i-Construction

令和5年5月

山口県土木建築部

目 次

1	ICT活用工事の概要	1
2	ICT施工技術の具体的な内容	1
3	ICT活用工事の対象工事	2
4	ICT活用工事の発注方式・実施内容	3
5	発注における入札公告等	4
6	実施に係る手続き	4
7	工事費の積算	4
8	監督・検査	5
9	工事成績評定	5
10	ICT活用工事の導入における留意点	6
11	ICT活用工事普及推進のための取組み	6
12	その他	6
13	附則	6

1 ICT活用工事の概要

ICT活用工事とは、建設現場の生産性向上を目的として、建設生産プロセスの各段階において、次に示すICT施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工（法面工においては該当無し）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

2 ICT施工技術の具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、次の(1)～(5)によるものとする。

なお、ICT活用工事（法面工）の実施に当たっては、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準及び国土交通省が定める要領等（別添1）に基づいて行うものとする。

(1) 3次元起工測量

3次元地形データを取得するため、次のア～エに示す方法により3次元測量を行うものとする。起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、法面工の関連施工としてICT土工が行なわれる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

なお、現場条件に応じて複数の方法を組み合わせることができるものとする。

ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

ウ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量

エ その他の3次元計測技術による起工測量

(2) 3次元設計データ作成

発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

但し、現場打吹付砕工については監督職員と協議の上、作成すること。

(3) ICT建設機械による施工

法面工においては該当無し

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

(2)で作成した3次元設計データを用いて、次のア～エに示す方法により、出来形管理を実施する。

なお、現場条件に応じて複数の方法を組み合わせることができるものとする。

(出来形管理)

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ウ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- エ その他の3次元計測技術による出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係によりア～エのICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし、適用する計測技術について監督職員と協議し決定することができる。

(出来形管理基準および規格値)

出来形管理基準及び規格値については、山口県土木工事施工管理基準による。厚さ管理は本要領の対象外とする。

出来形の算出は、上記で定める計測技術を用い下記オ)の計測要領による。

- オ 3次元計測技術を用いた出来形計測要領

(出来形管理資料)

現行の出来形管理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

(5) 3次元データの納品

3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事（法面工）の対象工事は、原則として「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」のうち、次の(1)に示す工種のいずれかを含む工事とする。ただし、(2)に該当するものは、対象としない。（別添2参照）

(1) 対象工種

- ア 植生工
 - ・種子散布
 - ・張芝

- ・筋芝
- ・市松芝
- ・植生シート
- ・植生マット
- ・植生筋
- ・人口張芝
- ・植生穴
- ・植生基材吹付
- ・客土吹付
- イ 吹付工
 - ・コンクリート吹付
 - ・モルタル吹付
- ウ 吹付法枠工

(2) 適用対象外

- ア 山口県土木工事施工管理基準に基づく出来形管理を行わないもの
(例) 維持・補修等
- イ 緊急を要するもの
- ウ 随意契約によるもの
- エ 予算上の制約があるもの

(3) 留意事項

次の事業については、事前に事業主管課と協議すること。

- ア 災害復旧事業
- イ 国土交通省所管事業以外の補助・交付金事業

4 ICT活用工事の発注方式・実施内容

(1) 発注方式

ICT活用工事（法面工）の発注方式は、契約後、受注者がICT活用工事の実施を希望した場合に、発注者との協議を経て実施する「受注者希望型」とする。

なお、ICT活用工事（法面工）として発注していない工事において、契約後に受注者からICT活用工事の実施の申し出があった場合は、受発注者の協議により事後設定することができるものとする。

(2) 実施内容

受注者は、ICT施工技術のうち、②3次元設計データ作成、④3次元出来形管理等の施工管理及び⑤3次元データの納品を必ず実施するものとする。この場合の

3次元出来形管理は管理断面による管理を標準とする。

また、受注者は、協議により①3次元起工測量を追加して実施することができるものとする。

表-1 ICT活用工事（法面工）の実施内容

ICT施工技術	必須・選択項目の区分
① 3次元起工測量	○
② 3次元設計データ作成	●
③ ICT建設機械による施工	該当無し
④ 3次元出来形管理等の施工管理	●
⑤ 3次元データ納品	●

●：必須 ○：選択可

5 発注における入札公告等

発注者は、ICT活用工事の発注にあたって、入札公告及び施工条件書にICT活用工事（法面工）の対象であること及び発注方式を明記する。~~また、特記仕様書に実施内容、実施方法、費用等について記載する。（別添3参照）~~

6 実施に係る手続き

受注者は、ICT活用工事を実施する意向がある場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者が指定したICT施工技術及び実施を希望するICT施工技術について、ICT活用工事計画書（様式1）に具体的な実施内容を記載し、発注者と協議を行うものとする。

発注者は、受注者と協議が整った内容について、ICT施工技術の実施を指示するものとする。また、指示した内容については、適切に設計変更を行うものとする。

受注者は、ICT施工技術の実施内容について、施工計画書に記載するものとする。（別添3参照）

7 工事費の積算

(1) 当初積算

ICT活用工事（法面工）の対象工事は、当初は、通常の工事として積算し、発

注するものとする。

(2) 変更積算

契約後、受注者からの提案により受発注者協議を経て I C T 活用工事を実施する場合は、現場での I C T 施工の実績により設計を変更し、落札率を乗じた価格により変更契約を行うものとする。

(3) 積算基準

I C T 活用工事（法面工）の積算は、「山口県設計標準歩掛表」、「山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表」及び「I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙）（国土交通省）」によるものとする。これらに掲載がないもの及び適用範囲を超える場合については、見積りによるものとする。

また、3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。なお、丁張の設置等の費用など I C T 活用工事の実施に伴い不要となる費用がある場合には、これを控除した必要額を適正に積み上げるものとする。

8 監督・検査

I C T 活用工事の監督及び検査にあたっては、山口県土木工事施工管理基準及び国土交通省が定める要領等（別添 1）に則り実施するものとする。監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

9 工事成績評定

I C T 活用工事の工事成績評定については、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事用）」の「創意工夫」の最高点を 3 点から 5 点に、「工事特性」の最高点を 6 点から 4 点に変更し、次のとおり評価するものとする。

- (1) I C T 施工技術の①～⑤（③を除く）の全てを実施した場合
創意工夫【施工】で 2 点を加点する。
- (2) I C T 施工技術のうち、必須項目（②④⑤）を実施した場合
創意工夫【施工】で 1 点を加点する。
- (3) I C T 活用工事を中止した場合

受注者の責めに帰すことができない事由により I C T 活用工事を中止した場合については、加点対象とせず減点を行わない。

10 ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を活用できる環境整備として、次の措置を行うものとする

(1) 3次元データ等の作成

発注者は、従来基準による2次元の設計データによりICT活用工事を発注した場合は、契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」の実施を受注者に指示し、これにかかる経費を当該工事に変更計上するものとする。

(2) 3次元データ等の貸与

発注者は、詳細設計業務において、3次元測量データ及び3次元設計データを作成した場合は受注者に貸与するものとする。この場合において、3次元設計データの加工・修正等が必要となった場合は、その実施を受注者に指示し、これにかかる経費を当該工事に変更計上するものとする。

(3) 出来形管理写真管理について

3次元出来形管理を行う場合の写真管理は、山口県土木工事施工管理基準（写真管理基準）に基づき、従来の方法よりも出来形管理写真の撮影頻度を減らすことができる。

11 ICT活用工事普及推進のための取組み

受注者は、ICT活用工事の推進を目的として、山口県 i-Construction 推進連絡会又は山口県が主催する現場見学会等の実施に協力するものとする。

12 その他

この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めるものとする。

13 附則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

別添 1 ICT活用工事（法面工）に適用する要領等

別添 2 ICT活用工事（法面工）の発注の流れ

~~別添 3 ICT活用工事（法面工）受注者希望型特記仕様書（記載例）~~

別添 3 ICT活用工事（法面工）の実施手続き

別添 4 （様式 1）ICT活用工事計画書（法面工）

~~別添 6 ICT活用工事履行証明書~~